

# 郡山女子大学短期大学部学則

## 第一章 総 則

第1条 本短期大学部は、高等学校の教育の基礎の上に2年の実際的な専門的職業に重きをおく大学教育を施し、人間の平等的価値を基として人間性の高揚を図り、女性の自主独立の精神を培い、さらに文化国家、協力社会の形成と世界平和の確立とに貢献し、もって人類の福祉を増進しようとする人物を育成することを目的とする。